

第2回震災支援制度等ワーキング・グループ提出資料

内閣府「新しい公共」支援事業を市町村の申請ベースで震災ボランティアに関連する市町村の費用に充てるためのガイドラインの改正について

2011年4月28日

金子郁容

内閣府「新しい公共」支援事業は、現在、県の判断で「柔軟に」支出することになっている。これだと、迅速に市町村のニーズに対応することがむずかしい。そこで、以下の項目に限って、毎月、市町村の申請によって、県が申請額を当該市町村に支払うことを可能にすることを提案する。

- ボランティアの送迎バスの費用
- ボランティアの宿泊所にかかわる費用
- ボランティアの仮設トイレの設置や運用に関する費用
- ボランティアが使う仮設風呂の費用
- NPOなどから派遣される専門性のあるボランティアコーディネータの給与など

なお、社会福祉協議会で発生する上記の費用は、市町村を通じて申請するものとする。また、仮設風呂などの運営に際して公衆衛生法などに関する規制は、災害救助法を適用するなどして一時的に緩和するものとする。